

旭川医科大学病院院内がん登録実施細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年4月15日病院長裁定)

旭川医科大学病院院内がん登録実施細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院院内がん登録実施細則（平成20年6月11日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (院内がん登録の専任者) 第4条 (略) 2 前項の院内がん登録の専任者は、<u>医事課</u>の職員をもって充てる。 (略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和7年4月15日から施行し、令和6年8月1日から適用する。</u> 【改正理由】 事務局組織及び事務分掌の変更に合わせて、所要の改正をするものである。	(略) (院内がん登録の専任者) 第4条 (略) 2 前項の院内がん登録の専任者は、<u>経営企画課</u>の職員をもって充てる。 (略)